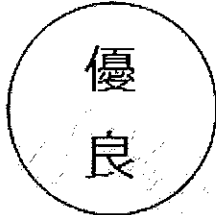


# 産業廃棄物収集運搬業許可証

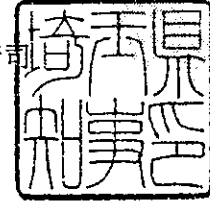


住 所 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4

氏 名 東武商事 株式会社  
代表取締役 小林 増雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成31年 3月 1日

許可の有効年月日 平成35年 7月15日

### 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)、鋳さい、がれき類(\*)、ばいじん 以上16種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油（廃オイルエレメントに限る。）、廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上7種類

- ※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

【事業場①】埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏字柳町1025番1、1025番2、1025番3、1025番4 以上4筆（面積907.97㎡）に限る。

【事業場②】埼玉県吉川市旭3番1 以上1筆（面積4,025.13㎡）に限る。

【事業場③】埼玉県北葛飾郡松伏町田島東1番4 以上1筆（面積8,222.77㎡）に限る。  
保管施設の概要は裏面のとおり。

### 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成2年 3月23日	指令環整第1268号	新規許可
平成8年 5月1日	指令廃対第1414号	変更許可（品目の追加）
平成21年 3月24日	指令産廃第266号	変更許可（「除く」2種類の追加）
平成28年 8月29日	指令越環第791号	更新許可
平成31年 3月1日	指令産廃第1247-1号	変更許可（積替え保管できる5種類の追加及び事業場②、③の追加）

### 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

### 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

【東武商事株式会社 公表用】次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外利用は無効。  
「①許可内容を確認する為の閲覧」又は「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写しの更新の為の複写・保存」

## 保管施設の種類及び能力等

## 【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
汚泥 以上1種類	20.0㎡	2.3m (屋内)	46.0㎡ (46㎡ピット)
廃プラスチック類 以上1種類	10.0㎡	1.5m (屋内)	8.3㎡ (8.3㎡コンテナ×1個)

## 【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類 以上1種類	16.0㎡	4.8m (屋内)	75.5㎡ (75.5㎡ピット)
木くず 以上1種類	26.0㎡	1.2m (屋内)	21.0㎡ (2.1㎡コンテナ×10個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	9.9㎡	1.5m (屋内)	8.3㎡ (8.3㎡コンテナ×1個)
金属くず 以上1種類	9.9㎡	1.5m (屋内)	8.3㎡ (8.3㎡コンテナ×1個)

## 【事業場③】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
動植物性残さ 以上1種類	7.3㎡	4.0m (屋内)	4.8㎡ (200Lドラム缶×24個)
廃油、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類 (いずれも廃オイルエレメントに限る。)	7.3㎡	4.0m (屋内)	4.8㎡ (200Lドラム缶×24個)

(以下余白)